

生駒市条例第 5 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで」を加え、同表の 2 の 2 の項中「第 117 条の 4 第 1 項」を「第 120 条第 1 項」に改め、同表の 3 の項中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで」を加え、同表の 4 の項中「第 12 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで」に改め、同表の 4 の 2 の項中「第 117 条の 4 第 1 項」を「第 120 条第 1 項」に改め、同表の 5 の項中「第 12 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで」に改め、同表の 16 の項中「若しくは第 2 項又は第 12 条の 2 第 1 項」を「、第 12 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項又は第 12 条の 4 第 1 項」に改め、同表の 17 の項中「第 20 条第 1 項」の次に「、第 3 項又は第 4 項」を加え、同表の 18 の項中「又は第 2 項」を「又は第 12 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

附 則

この条例中別表第 1 の 2 の項から 5 の項までの改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 35 号）の施行の日から、その他の改正規定は住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 75 号）の施行の日から施

行する。